

没収! 罰金! 懲役!

金製品は

申告が必要です。

「知らなかった」は通じません!

申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または
貨物の価格の5倍の罰金が科せられる可能性があります。



税関
Japan Customs

24時間
密輸ダイヤル

0120-461-961

税関ホームページ
税関 検索



密輸情報提供
サイトは
こちらから

